

通商産業省令第 号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特許権の処分の制限等に関する件を廃止する省令を次のように制定する。

昭和 年 月 日

通商産業大臣 高 瀬 莊太郎

昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特許権の処分の制限等に関する件を廃止する省令

昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特許権の処分の制限等に関する件（昭和二十一年

商工省令第二十号）は、廃止する。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。